

機械安全と関係法令

長岡技術科学大学 芳司 俊郎*

*ほうし としろう：大学院システム安全専攻 准教授

1. はじめに

機械安全に関係する法令は、製造物責任法、電気用品安全法、一般消費生活用製品安全法、高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法、化学物質排出把握管理促進法など多岐にわたる。また、法令は国ごとに内容が異なるので、設計技術者は、機械の輸出先ごとに数多くの法令を把握する必要がある（欧州指令はこの煩雑さを解消する仕組みといえる）。ここでは、一例として、わが国の労働安全に関する法令を紹介する。

2. 事故の責任と安全の責務

労働災害が発生すると、事業者はその過失の有無にかかわらず、被災労働者などに対して療養補償や休業補償などを行うことが義務づけられており（労働基準法第 75 条ほか）、これを確実なものとするために労災保険制度が設けられている。

労災保険に加えて上積みの補償をする企業も少なくない。過失がある場合は、刑法第 211 条により処罰されたり、被災者から民法第 415 条や第 709 条に基づく賠償を求められたりすることがある。労働安全衛生法に規定された安全対策を講じていない場合には法人や個人が処罰されることも

ある。さらには、労災保険法に基づき費用徴収が行われることもある。つまり、事前の責務（保護方策）をきちんと行った上で発生した不慮の事故については保険で対応することができるが、いいかげんな事業者はそれではすまされない。無過失責任は製造物責任法や大気汚染防止法などでも規定されており、モノづくりにおける事故の償い（結果の責任）の基本であるといえる。

過失とは、「事故を予見して回避することができたのにそうしなかったこと」である。つまり、過失がない状態にするためには、過去の事故などからわかっていることや予見できることにあらかじめ対処しておくことが求められる。事故を予見する手法の 1 つが「リスクアセスメント」であるといえる。ただし、リスクアセスメントを行ったからといって結果の責任（被災者への償い）を免れるわけではない。また、「気をつけていれば安全だ」と勝手に作業者に危険を押し付けることは、リスクアセスメントとして不適切なのは当然である。

3. 安全要求事項としての法令

労働安全活動は、US スチールの Safety First などを参考に「安全専一」の活動を展開した小田川全之のような先駆者たちの尽力により進められて